



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
8 月 16 日
号 外 （ 2 ）
木 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 規 則

※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税政課） 1

規 則

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第46号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則（昭和41年滋賀県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方活力向上地域に係る県税の不均一課税申請書」を「地方活力向上地域に係る県税の課税免除・不均一課税申請書」に改める。

別記様式第4号中「地方活力向上地域に係る県税の不均一課税申請書」を「地方活力向上地域に係る県税の^課不_{税免除}申請書」に、「不均一の課税をされるよう」を「課税を免除されるよう（不均一の課税をされるよう）」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画の」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の」に改め、同様式注8中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

